

議案第67号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

戸籍記載事項証明を無料で受けられる者の範囲を拡大する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2号を加える。

(8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第27条

(9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第34条

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請があった戸籍に記載した事項に関する証明に係る事務の手数料については、なお従前の例による。